

## 指定管理業務評価結果書

### 1 施設の名称等

|               |  |
|---------------|--|
| (1) 公の施設の名称   | 加茂町福祉センター  |
| (2) 指定管理者     | 所在地 津山市山北 520 番地<br>名 称 社会福祉法人 津山市社会福祉協議会<br>代表者 会長 小山 了 |
| (3) 公の施設の所管部署 | 環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課  |
| (4) 指定期間      | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日                        |
| (5) 評価対象期間    | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日                        |

### 2 施設の利用状況

|           |   |
|-----------|---|
| (1) 利用者数等 | 19,473 人（使用回数：1,956 回）  |
| (2) 事業の内容 | 高齢者及び知的・精神障害者等のふれあい交流の場として、生きがい対策事業、介護予防講座を実施。また、誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりのため、地域住民と連携した相談業務を実施。 |

### 3 収支の状況

|                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 収入<br>(指定管理者の収入) | 総額 6,320 千円<br>指定管理料 5,894 千円<br>利用料金収入 250 千円<br>その他の収入 176 千円        |
| (2) 支出<br>(指定管理者の支出) | 総額 6,320 千円<br>主な支出 人件費 2,637 千円<br>光熱水費 1,328 千円<br>修繕費・委託料等 2,355 千円 |

### 4 総合評価結果

|                |   |
|----------------|---|
| (1) アンケート調査の概要 | 継続的にアンケート（施設の利用回数、利用後の感想、職員の対応等についての質問）を実施。現状では大半の利用者が満足しているとの回答である。しかし、制度改正や多様なニーズに伴い、新しい取組みも必要であり、アンケートから導き出されるニーズにも柔軟に対応し、講座に取り入れている。  |
| (2) 指定管理者の自己評価 | 津山市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に位置付けられた民間の福祉団体として、住民主体による地域福祉の推進を目指し、公私の社会福祉及び、保健、医療、教育等の関係機関・団体と連携した活動を行っている。加茂地域においては、加茂町福祉センター内に事務局を配置して活動拠点とし、施設を活用して地域住民と連携しながら、様々な介護予防を目的とした講座や相談業務を行い、住民ニーズに沿った事業を展開することにより、地域福祉の向上に寄与することができた。 |
| (3) 市の評価       | 市民の健康の増進、教養の向上を図るため、高齢者・障害者等を対象とした各種講座等を行い、地域住民と連携した業務を実施している。また、加茂地域の福祉の拠点施設として随時相談業務を実施するなど、住民福祉の向上に貢献している。今後はより広域的な利用拡大に向けた取組みに期待する。   |